平成２２年度

消費生活専門相談員資格認定試験

第１次試験　―問題と解答―

平成２２年度の第１次試験（択一式試験・論文試験）は、１０月２日（土）に全国２３会場で実施し、第２次試験（面接試験）は１１月２０日（土）～２８日（日）にかけ、全国６会場で行い、３５９名が認定されました。以下に平成 22 年度の第１次試験の択一式試験問題と解答、論文試験問題を掲載します。

なお、択一式試験の解答用紙はマークシートを採用しています。

択一式試験

（2時間30分）

１．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。

消費者問題の発生は、わが国の経済社会における変化とともにその中身を変化させてきている。高度経済成長を遂げた 1960 年代には、にせ牛缶事件や［　ア　］など不当表示や消費者危害が発生し、［　イ　］や薬事法などの個別法令の整備が進められた。高度経済成長期から低成長期へと移行していく 1970 年代後半には、販売組織に加入して販売員となった消費者が別の消費者を勧誘することにより、当該組織がピラミッド状に拡大していく［　ウ　］による被害が社会問題となり、これに対し、1976 年に［　エ　］が制定された。また、過剰な貸付、高金利、過酷な取り立てによる［　オ　］被害が深刻化し、1983 年には［　カ　］の制定、および［　キ　］の改正が行われた。

1990 年代頃からは、規制緩和が進展し、市場メカニズムの活用が進んでいることなどを背景として、消費者政策も市場ルールの整備と事後チェック機能の拡充など市場メカニズムを活用する手法に重点がおかれるようになった。例えば、1994 年に［　ク　］が制定され、さらに［　ケ　］に関するトラブルの増加を受け、2000 年に消費者契約法が制定されるなど、消費者と事業者間の一般的な民事ルールが整備された。また、消費者に契約の取消しまたは無効の主張が認められる事業者の不当な勧誘等について、適格消費者団体に差止請求権を付与する制度も設けられている。

2004 年 6 月に改正された消費者基本法は、行政に「保護される者」という消費者像を転換し、消費者の［　コ　］と自立の支援を理念とした。

近年では、格差社会が進行する中、判断力が不十分な高齢者などの取引被害や、多重債務問題が深刻化している。消費者基本法の理念を具体化する上で、個々の消費者像を踏まえた対応が、一層必要とされている。

【語　群】

1. 安全・衛生	2. 食品衛生法	3. 権利の尊重	4. 出資法	5. サラ金
6. 景品表示法	7. 利息制限法	8. 製造物責任法	9. 無限連鎖講防止法	
10. 預託法	11. サリドマイド事件	12. 訪問販売法	13. クレジット	
14. 利益の調整	15. 森永ヒ素ミルク事件	16. 介護保険法	17. 貸金業法	
18. マルチ商法	19. ねずみ講	20. 販売方法、契約・解約		

２．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

消費者被害は、事業者と消費者との間の情報の質や［　ア　］、交渉力等の様々な格差によって構造的に発生するものである。したがって、消費者被害の防止には、個々の消費者の努力に委ねるだけでは不十分で、これらの格差を是正することが必要である。

そのために、消費者行政は安全の確保、［　イ　］の確保等を図るため必要な措置を講ずるとともに、［　ウ　］を行っている。消費者行政には国レベルによるものと地方公共団体によるものとがある。

国レベルの消費者行政では、従来、各省庁による縦割りで行われてきた消費者行政を一元化するため、2009 年 9 月に消費者庁が設置された。

地方公共団体では［　エ　］年代半ばから［　オ　］等が設置され、消費生活相談が行われてきた。［　カ　］においても地方公共団体は消費者からの苦情の処理の［　キ　］等に努めるものと定められ、消費者支援を行う拠点として設置・運営されている。

［　ク　］においては、すべての都道府県に［　オ　］の設置を義務付けるとともに、苦情相談に応じることを市町村の義務とし、市町村にも［　オ　］の設置を努力義務とした。あわせて、［　オ　］について、［　ケ　］の相談日、消費生活専門相談員等の専門家による苦情相談実施の要件を満たすことを求めている。これらの窓口は、消費者庁が一元的に［　コ　］等の情報を収集するための役割も果たしている。

【語　群】

1. 苦情処理委員会	2. 地方自治法	3. 週４日以上	4. 内容	5. 仲裁
6. 消費者庁及び消費者委員会設置法		7. 消費者安全法	8. 消費者被害の救済	
9. １９６０	10. 消費者基本法	11. 週３日以上	12. あっせん	
13. 消費者事故	14. 消費者信用	15. 適正な取引	16. １９８０	
17. 消費生活センター	18. 量	19. 自由な競争	20. 被害分散	

３．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① ［　ア　］は最も信用力の高い債券といわれているが、償還までの間に中途換金する場合、リスクも存在する。代表的なものには、価格変動リスクがある。これは、［　イ　］の変動等によって起こるリスクである。一般に［　イ　］が［　ウ　］する局面では［　ア　］の市場価格は下がり、額面割れすることもある。同じ残存期間の［　ア　］と企業の社債との利回り格差は［ エ　］と呼ばれる。［　エ　］が高水準であるほど、社債の信用力は［　オ　］といえる。なお、上記のリスク以外にも債券には、必要な時にすぐに売却できない［　カ　］や、外貨建債券にみられる為替変動リスクなどがある。

② 銀行が経営破綻した場合、預金保険制度により、利息の付く普通預金や定期預金は1000万円までの［　キ　］が保護される。銀行の預金には様々な種類があるが、最近では、通常の定期預金よりも利率を高くし、銀行が満期等を決定できる［　ク　］といわれる商品が登場している。［　ク　］の多くはデリバティブの中の［　ケ　］という金融技術が用いられ、［　ケ　］の［　コ　］により高い利率を可能としているが、その商品のリスク性や複雑さゆえに、顧客への十分な説明が求められる。

【語　群】

1. 物価水準	2. 特定預金	3. 買い	4. 元本	5. 金利 6. 低い
7. スワップ	8. 下落	9. 銀行債	10. オプション	11. 固定リスク
12. 仕組預金	13. 国債	14. 高い	15. 上昇	16. 元本とその利息
17. 売り	18. リスクプレミアム	19. リスクイールド	20. 流動性リスク	

４．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 東京の生計費が 1 ヵ月 25 万円、それと同等の生活をするためのニューヨークでの生計費が 2,000 ドルであったとすれば、生計費でみた購買力平価は㋐1 ドル＝125 円である。このとき、現実の為替レートが 1 ドル＝100 円であったとすれば、東京とニューヨークの生計費の内外価格差（東京からみた場合）は㋑1.25 倍となる。その後、東京ではデフレ、ニューヨークではインフレが進んだとすれば、為替レートが変わらない場合、内外価格差は㋒拡大する。

② クレジットカードのポイントや航空会社のマイレージなど多くの企業がポイントサービスの導入を進めているのは、消費者の他店、他企業への㋐「スイッチングコスト」を高めることなどで消費者の囲い込みを図ろうとしているためである。経済学的には、ポイントサービスは価格競争を㋑抑制する「装置」として機能し、完全競争的な市場に比べて消費者余剰が㋒減少すると考えられる。

③ デフレとは、㋐物価や㋑資産価格が㋒持続的に㋓下落することである。

④ 需要の価格弾力性とは、㋐価格が 1%変化した場合、㋑需要量がどの程度変化するかを示すものである。豊作貧乏といった現象が起こるのは野菜等のように需要の価格弾力性が㋒大きい財について供給が大幅に㋓増えたときである。

⑤ 一般に、景気が良くなったときにみられる動きとしては、㋐輸入の増加、㋑一次産品など素材価格の上昇、㋒長期金利の低下、㋓有効求人倍率の上昇などが挙げられる。

５．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

地球温暖化は、人間の活動の活発化に伴う［　ア　］の増加によるものといわれている。京都議定書の第 1 約束期間が［　イ　］より開始され、日本は、［　ア　］の排出量を 2012 年までの間に 1990 年比で平均マイナス［　ウ　］にすることが求められている。しかし、CO_2 排出量は、工場等の産業部門は経

済成長にもかかわらず横ばいで推移しているものの、オフィスビル等の業務部門や家庭部門からの排出は年々増加傾向にあり、全排出量への割合も大きくなっている(1990 年～2007 年)。今や製造部門だけでなく、業務部門や家庭部門の排出量を抑えるための様々な取り組みや規制の強化が図られている。

例えば、政府は、使用段階でのエネルギー消費量が特に大きい、エアコン、［　エ　］、地上デジタル放送対応テレビの 3 種類に対して省エネルギー型家電の購入を促進する［　オ　］制度を導入している。対象製品は［　カ　］で 4 つ星相当以上の省エネ性能をもつ製品である。また、製品の環境負荷を、原料の採取から廃棄・リサイクルに至るプロセス全体にわたって、総合的かつ定量的に評価する［　キ　］の考え方に則って、全プロセスで排出される［　ア　］を指標化して製品に表示する［　ク　］の制度化も経済産業省を中心に進められており、米やソーセージ等の一部の製品へのラベル化も行われている。その他、［　ア　］の削減に向けて、オフィスや家庭等において実践できる具体的な行動を提案した国民的運動である［　ケ　］キャンペーンが、環境省を中心として展開されている。

一方、消費者は家電製品を廃棄する場合には、リサイクルや再商品化等にかかる費用を負担して小売業者等に廃家電を引き取ってもらうことが、家電リサイクル法により求められている。対象製品はエアコン、ブラウン管テレビ、［　エ　］、洗濯機等のほか、2009 年より、液晶・プラズマテレビ、［　コ　］が追加された。

【語　群】

1. 統一省エネラベル	2. 有害化学物質	3. ２００５年	4. グリーン購入
5. 日本工業規格(JIS)	6. 冷蔵庫	7. エコマーク	8. チャレンジ２５
9. 電子レンジ	10. ８％	11. 衣類乾燥機	12. ２００８年
13. カーボンフットプリント	14. チームマイナス２５		15. 温室効果ガス
16. 掃除機	17. ６％	18. 家電エコポイント	
19. 国際標準化機構(ISO)	20. ライフサイクルアセスメント（LCA)		

６．次の文章のうち、正しいものには〇、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 豆腐・納豆の原料大豆の原産地表示については、2006 年度に㋐「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」が作られた。ガイドラインによれば、㋑「国産大豆使用」と強調表示した場合には、その使用量は 100%でなければならないが、㋒「国産大豆使用」表示の直近に使用割合を表示すれ

ば100%でなくてもよいとされている。

② 2009年6月1日に施行された改正薬事法により、㋐最もリスクの高い第１類医薬品については、薬剤師が書面を用いて適正使用のための情報を提供した上で販売することとされた。一方、第２類・第３類医薬品は、㋑都道府県知事に店舗販売業の許可を得なければならないが、㋒コンビニエンスストア等薬局以外の店舗で専門家がいなくても販売が自由に認められるようになった。

③ 日本農林規格の特定JAS規格によって格付けされた地鶏肉や熟成ハム・ソーセージ類を原材料に使用している場合、一括表示様式内の原材料として、㋐地鶏肉はそのまま表示できるが、㋑熟成ハム、熟成ソーセージをそのまま表示することはできない。しかし、㋒一括表示様式の枠外に強調表示として表示することは可能である。

④ ミネラルウォーター類の品質表示ガイドラインによれば、ナチュラルウォーターは㋐特定の水源から採水した地下水を原水としている。原水に㋑ろ過、沈殿の処理を行ったものはナチュラルウォーターと表示できるが、㋒加熱殺菌処理を行った場合はナチュラルウォーターと表示できない。

⑤ 特定保健用食品は、㋐食品のもつ特定の保健の用途を表示して販売される食品であり、㋑製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要がある。㋒現在は厚生労働省により許可が出されている。

⑥ 特別用途食品は、1952年の㋐栄養改善法の下に創設された特殊栄養食品制度から始まり、1991年の特定保健用食品の創設、1996年の㋑栄養表示基準の創設を受け、2009年に㋒特別用途食品制度が改正され、分類が変更となった。

⑦ 日本人の食事摂取基準(2010年版)は、㋐国民の健康の維持・増進、㋑生活習慣病の予防を目的として、㋒エネルギーおよび各栄養素の摂取量の基準を示すものであり、３つの基本的な考え方に基づいて策定されている。

⑧ 日本人の食事摂取基準(2010年版)では㋐「推定エネルギー必要量」が高齢者で減少し、㋑ナトリウムの「目標量」が男女共少なめに変更され、㋒カルシウムの摂取が「目安量」「目標量」から「推奨量」を目指すことに変更された。

⑨ 食品衛生法等により㋐特定原材料と呼ばれる７品目（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに）についてアレルギー物質を含む食品の表示の義務化が

定められている。この表示については、㋑包装容器に入れられ販売される加工食品や添加物が対象であり、㋒店頭で客の求めに応じ量り売りをする対面販売やレストラン等で注文する食事については、表示の対象外となっている。

⑩ 水質基準に関する省令が改正されカドミウムおよびその化合物に係る水質基準は、㋐2010 年 4 月より㋑「0.01mg/L 以下」から「0.003mg/L 以下」に変更された。これは、㋒食品安全委員会の食品健康影響評価結果として耐容週間摂取量が示されたことに起因する。

７．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 化粧品を製造し販売するには、薬事法に基づき［　ア　］に適合する必要があり、化粧品の原料はその使用によって保健衛生上の危険を生じるおそれがあるものであってはならないとされている。
［　ア　］の内容は、主に配合成分に対する具体的な規制であり、化粧品に配合される防腐剤、紫外線吸収剤、タール色素は、［　イ　］リストに定められており、使用可能な成分と量が規制されている。また、防腐剤、紫外線吸収剤、タール色素以外の成分ではクロロホルムや［　ウ　］などは［　エ　］リストとして使用が［　オ　］されている。

② ホルムアルデヒドは、衣類の［　カ　］に含まれ、刺激性が強く、［　キ　］で揮発しやすいため、周囲の衣類に吸着されることもある。一定濃度以上のホルムアルデヒドを含む衣類等に接触すると湿疹やかゆみなどの皮膚炎を起こすおそれがあるため基準値が定められている。［　ク　］以内の乳幼児用製品の基準値は、［　ケ　］以下であり、大人の衣類でも直接肌に接する下着やパジャマ等の繊維製品、かつら・つけまつげ・つけひげ・くつした止め用接着剤は［　コ　］以下である。

【語　群】

1. ７５ｐｐｍ	2. 防虫加工剤	3. 承認	4. メチルアルコール
5. 生後２４ヵ月	6. ポジティブ	7. ３２ｐｐｍ	8. 化粧品工業基準
9. １６ｐｐｍ	10. 化粧品基準	11. ネガティブ	12. エチルアルコール
13. 水に溶けやすい化学物質	14. フッ素	15. 生後１２ヵ月	16. 許可
17. 水に溶けにくい化学物質	18. 防しわ・防縮加工剤	19. ９５ｐｐｍ	20. 禁止

８．次の文章のうち、正しいものには〇、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① クリーニング業法では、㋐利用者の利益の擁護を図ることを目的の１つにしており、このため㋑繊維製品別に標準的なクリーニング処理の基準を設け、さらに施行規則では、㋒洗濯物の受け取りおよび引渡しをしようとする際に苦情の申出先となるクリーニング所の名称などを記載した書面を配布することを定めている。

② クリーニング業法では、㋐クリーニング業が行う洗濯の方法をランドリー、ドライクリーニング、ウェットクリーニングの 3 種類と規定し、㋑溶剤または洗剤を使用して衣類その他の繊維製品または皮革製品を原型のまま洗濯することを営業とすることをクリーニング業と定義しているが、いわゆるコインランドリーは洗濯機等を公衆に利用させる営業であり、㋒クリーニング業法上のクリーニング業には該当しない。

③ 家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程では、㋐組成表示と取扱い絵表示およびはっ水性の表示をする場合、原則として、㋑表示者の氏名または名称、および、㋒住所または電話番号を付記することになっている。

④ 取扱い絵表示は㋐日本工業規格（ＪＩＳ）に規定する表示記号を使い、㋑家庭における洗い方、塩素漂白の可否、アイロンの掛け方、ドライクリーニング、絞り方、干し方に関する取扱い方法を示すものである。このうち、ドライクリーニングについては、㋒収縮や型崩れを防ぐためではなく、着用によって付着する汚れを除去するために最も適した方法が表示されている。

⑤ ドライクリーニングは、㋐有機溶剤で油性汚れを溶解し、㋑同時に油性汚れに粘着している固形汚れを除去するのが基本原理となっており、㋒一般に家庭で行っている水と洗剤を使用した洗濯を代替するのに適したクリーニング方法である。

⑥ ウェットクリーニングとは、㋐本来はドライクリーニングなどをすべき洗濯物を、原型を損なわないように水洗いする洗濯方法で、その目的は、㋑強い機械力による洗濯を行うことで、㋒ドライクリーニングで残留する水溶性汚れを除去することにある。

⑦ 日本工業規格（ＪＩＳ）では、㋐染色堅ろう度の意味を繊維製品の製造工程またはその後の使用および保管中のいろいろな作用に対する色の抵抗性としている。また、㋑染色堅ろう度には、変退色と汚染の 2 種類があり、㋒その等級は数値によって表示し、1 級が最も染色堅ろう度が高い。

⑧ ㋐ガスや石油が燃焼する際には、空気中の酸素と窒素が化合することで窒素酸化物が発生する。㋑窒素酸化物には繊維製品の染料を分解する作用があり、日本工業規格（ＪＩＳ）では窒素酸化物に対する繊維製品の色の抵抗性を確認するための試験方法として㋒「窒素酸化物に対する染色堅ろう度試験方法」を定めている。

⑨ クリーニング事故賠償基準では、クリーニング業者が㋐取扱い絵表示に従い適正なクリーニング処理を行ったことを証明したとき、または、㋑もっぱら他の者の過失により事故が発生したことを証明したときには、㋒賠償基準による賠償額の支払いを免れることを規定している。

⑩ クリーニング事故賠償基準では、クリーニング業者の責任となる事故を㋐クリーニング業者が職務上相当な注意を怠ったことにより発生した事故としている。その例として、㋑クリーニング機械による裂け、穴あき、スレが生じた事故や㋒クリーニング業法で定められた標準的クリーニング処理を行わなかったために発生した事故などが挙げられる。

９．次の文章のうち、正しいものには〇、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① ㋐刑事法においては、国家の刑罰権の恣意的行使から国民の人権を保障するため、行為時にその行為を犯罪とし刑罰を科す旨を定めた㋑成文の法律または慣習法がなければ、その行為を処罰することはできないとする原則がとられている。これを㋒罪刑法定主義という。この考え方からすると、その行為者にとって不利益な㋓類推解釈は禁止される。

② 法律の規定の中には、強行規定と任意規定がある。契約の当事者が、㋐強行規定に反する内容の約定を設けた場合、㋑その約定は常に無効とされる。これに対し、契約の当事者が㋒任意規定と異なる内容の約定を設けた場合には、㋓その約定は常に有効とされる。

③ 民法は、行為能力の制度を設けて㋐制限行為能力者の保護を図っている。例えば、18 歳の未成年者が㋑法定代理人の㋒同意を得ずに車を購入する契約をした場合、㋓本人は成年に達する前であっても自らの意思に基づきその契約を取り消すことができる。

④ ㋐債権は、権利を行使することができる時から一定の期間経過すると、時効により消滅する。取消権についても、㋑追認をすることができる時から一定期間行使しないときは、時効によって消滅するものと規定されている。しかし、㋒所有権は、権利の不行使が長期にわたっても時効によって消滅することはなく、㋓契約の解除権も、不行使によって消滅することはない。

⑤ 私的な法律関係を規律する法律を総称して㋐私法と呼ぶが、その中でも㋑民法は、私法の㋒一般法である。これに対し、㋓消費者契約法や㋔製造物責任法は、民法の特別法としての性質を有する。

⑥ 民法は、㋐成年後見制度により、成年であっても判断能力の不十分な者の保護を図っている。ここで保護が予定されている制限行為能力者は、㋑成年被後見人、㋒被保佐人、㋓被補助人であるが、所定の判断力欠如等の事由が本人にあっても、㋔家庭裁判所の審判がない限り制限行為能力者としての保護は受けられない。

⑦ 契約の㋐意思表示は、本人に代わって他の人が行うこともできる。その１つを代理という。代理によって本人に効果を帰属させるためには、その㋑代理行為をする者に㋒代理権があることが必要である。代理権のない者によって代理行為がされた場合は、㋓無権代理というが、この場合、㋔本人が追認をしない限り本人に効果が帰属する余地はない。

⑧ ㋐法律上の原因がないのに、㋑他人の財産や労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼしている場合には、㋒その利益を損失者に返還しなければならない。これを㋓不当利得という。例えば、消費者が詐欺により契約を締結して給付を受けていた場合でも、詐欺を理由に契約の意思表示を取り消したときには、㋔利益の存する限度で返還をしなければならない。

⑨ 特定の目的物の売買において、その給付された目的物に㋐「隠れた」㋑「瑕疵（かし）」があったときには、㋒売主の過失の有無を問わず、買主は売主に対し民法の瑕疵担保責任の規定に基づいて損害賠償の請求をすることができる。その損害賠償の範囲には、原則として㋓瑕疵がなければ目的物を転売することによって得られたであろう利益も含まれる。契約の解除ができるのは、

㋔その瑕疵のために契約をした目的を達することができないときに限られる。

⑩ 契約締結の意思表示は、㋐意思無能力、㋑制限行為能力、㋒詐欺または強迫などを理由に取り消すことができる。この場合、その法律行為は㋓取り消されるまでは一応有効であるが、取消権が行使されれば、㋔初めから無効であったものとみなされる。

１０．次の文章のうち、正しいものには〇、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 約款とは、㋐特定・不特定を問わず多数の消費者に対して用いられる定型的な契約条件を言い、㋑文房具屋で販売中の「賃貸借契約書」もその一種に含まれる。また、㋒全国有料老人ホーム協会が作成した「有料老人ホーム標準入居契約書」も、各有料老人ホームがそのまま利用すれば約款となる。

② 判例によれば、保険契約においては㋐「約款による」との顧客の意思が推定されるが、㋑約款条項と異なる個別合意があるときには個別合意が優先する。しかし、㋒契約書面に記載されていない約款も、契約内容となることがある。

③ 約款解釈においては、㋐約款文言は客観的・合理的に解釈され、㋑合理的に解釈しても全く意味不明な条項には「作成者不利の原則」が妥当する。㋒条項は、個々の顧客ではなく、平均的顧客の理解を基準として解釈され、顧客の平等待遇のため、統一的解釈が要請されている。

④ 消費者契約法における不当条項規制の規定は、㋐約款条項についてのみ適用され、㋑約款中の重要な契約条件についての誤った説明は不実告知となる。また、㋒消費者には、約款条項の内容を理解すべき努力義務が課されている。

⑤ 消費者契約法第 8 条によれば、㋐事業者の債務不履行・不法行為責任を全部免責する条項は無効、㋑責任制限条項は故意・重過失の場合に限って無効とされている。しかし、㋒軽過失の場合の責任制限条項も、同法第 10 条により無効となる可能性がある。

⑥ ㋐民法上、「損害賠償額の予定」に対する裁判所の介入は原則として禁じられているが、消費者契約法第 9 条では、㋑事業者が消費者に請求する場合に限って損害賠償額予定条項等に関する規制が定められている。しかし、㋒レ

ストランのキャンセル料金条項やビデオレンタル延滞料は、同条の規制対象から外されている。

⑦ 大学入学辞退者の学納金返還訴訟の判例によれば、㋐いわゆる入学金は「入学し得る地位」の対価であるから、原則として返還を要せず、㋑授業料の不返還条項では平均的損害を超える部分が無効とされるが、㋒入学辞退者を織り込み済みであるなど損害回避が可能な授業料は、平均的損害が存在しないとして全額返還が原則である。

⑧ 一般に、家屋の賃貸借契約において、期間終了時に原状回復義務を理由に敷金から回復費用を差し引く条項は、原則として有効であるが、㋐いわゆる「自然損耗」は、原則として賃借人の原状回復義務の対象とはならず、㋑畳についたタバコによる焼け焦げ跡、㋒タンスを置いていたために生じたカーペットのへこみ、畳の変色も自然損耗といわれている。

⑨ 顧客が、㋐いったん約款の採用に包括的に同意した以上は、その条項の改定・内容変更にも同意の効力が当然に及ぶが、㋑付合契約的性格をもつ約款条項が公序良俗違反で無効となった場合でも契約全体は失効しない。また、㋒有効とされた約款条項も、その援用について、信義則による規制に服する。

⑩ 免責・責任制限条項には、顧客の申告の有無や目的物の価格差等によってその責任内容が変わるものが少なくないが、㋐そのような区別は原則として有効と解される。もっとも、㋑宅配便の高価格品について目的物の価格相当額を明らかにすることを顧客に求めて一定額に責任を制限する条項は、無効とされてはいないが、㋒火災保険における地震免責条項は、公序良俗違反を理由に無効とされている。

１１．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 景品表示法は正式名称を、「不当景品類及び不当表示防止法」という。景品表示法では、消費者に誤認させるおそれのある誇大表示や虚偽表示を不当表示として禁止している。景品表示法の規制する表示にはセールストークは［　ア　］。不当表示には大きく分けて、優良誤認表示・有利誤認表示・その他［　イ　］が指定する不当表示の３つの種類がある。優良誤認表示は商品またはサービスの品質、規格、その他の［　ウ　］に関する不当表示をい

う。カシミヤが入っていないにもかかわらず「カシミヤ１００％」と表示することは優良誤認表示に該当するおそれがある。その他、［　イ　］が指定する不当表示には、例えば［　エ　］がある。景品表示法に違反した場合、［　オ　］による行政処分がなされる。

② 景品表示法が規制対象とする景品類は、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品またはサービスの取引に付随して、取引の相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって［　イ　］が指定するものをいう。そのため、パチンコの景品は景品表示法の景品類に［　カ　］。景品表示法では、景品類を提供する方法を大きく一般懸賞・［　キ　］・［　ク　］の３種類に分けて考える。商品やサービスを利用した人に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって、景品類を提供する一般懸賞において、懸賞による取引の価額が 5,000 円未満であれば、提供できる個々の景品類の最高額は［　ケ　］で、提供できる景品類の総額は懸賞に係る売上予定総額の２％を超えてはならないとされている。また、商品を買った人に漏れなく提供するといった［　ク　］では、取引の価額が 1,000 円以上であれば提供できる景品類の最高額は取引価額の［　コ　］と定められている。

【語　群】

1. 地域懸賞	2. 公正取引委員会	3. 内容	4. 取引価額の４０倍
5. 含まれない	6. 一般景品	7. 取引条件	8. 消費者委員会委員長
9. 共同懸賞	10. １０分の２	11. 総付景品	12. 内閣総理大臣
13. 住宅に関する不当な表示		14. 公正取引委員会委員長	
15. １０分の１	16. 消費者庁長官	17. 含まれる	18. 取引価額の２０倍
19. パチンコ懸賞		20. 有料老人ホームに関する不当な表示	

１２．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 民事訴訟において、被告とされた者は㋐被告となることを拒絶することはできない。もっとも、被告は、口頭弁論の期日に欠席することは自由であり、㋑刑事罰や過料の制裁を受けることはない。しかし、口頭弁論期日に欠席し、答弁書も提出しない被告は、㋒原告の主張を自白したものとみなされ、敗訴判決を受けることがある。

② 判決以外の民事訴訟の終了原因としては、㋐訴えの取下げ、請求の放棄・認

諾、訴訟上の和解、自白がある。これらは㋑処分権主義の現れであり、㋒口頭弁論期日・弁論準備手続期日や和解期日でも行うことができる。

③ 民事調停は、㋐裁判官のほかに一般市民から選ばれた２人以上の調停委員が関与して行われるが、㋑弁護士から任命されたいわゆる非常勤裁判官が調停を主宰することもある。民事調停では、㋒相手方にも裁判所への出頭義務があるが、互譲による合意を当事者に強制することはできない。

④ 民事訴訟では、裁判所は、㋐当事者が申立てていない事項について、判決をすることはできないが、㋑争いの内容の中心である主要な事実について、その事実によって有利に導かれる方の当事者が主張しなければならない。その主張がない場合には、㋒裁判所が事実関係の確認を行うことになっている。

⑤ 確定判決で命じられた給付内容が任意に履行されないときには、㋐強制執行を申立てることができる。当事者は、㋑確定した判決の内容を再び争うことはできなくなり、その後の㋒当事者間の法律関係はその内容を基礎とすることになる。

⑥ 少額訴訟は、㋐60 万円以下の金銭の支払いを求める訴えについて利用できる手続きであるが、当事者が分割払いや支払猶予を希望しても、㋑判決で命じることは不可能なので、和解をすることになる。また、原則として㋒1 回の審理で終結する迅速な裁判である。

⑦ 訴訟上の和解は、当事者が㋐互いにその主張を譲歩して争いを解決し、訴訟を終了させる旨の合意をすることである。和解が成立すると、㋑和解調書が作成されるが、これは㋒確定判決と同一の効力をもつものではない。

⑧ 裁判官は、事実を認定するにあたり、㋐自由に証拠方法を選択したり、㋑証拠力を評価したりすることができる。この建前を㋒自由心証主義という。

⑨ 事物管轄とは、第一審裁判所として簡易裁判所と地方裁判所のどちらが管轄をもつかという問題である。事物管轄についての法律の定めは、㋐当事者の合意や、㋑被告の応訴によって㋒変更することはできないが、簡易裁判所の管轄に属する事件を、地方裁判所が審理することは㋓可能である。

⑩ 口頭弁論は、㋐公開主義により、公開の法廷で行われるのが原則であるが、㋑当事者が一致して証人尋問の非公開を求めた場合、裁判所は非公開としなければならない。また、㋒双方審尋主義により、口頭弁論期日には当事者双

方が出席しなければならないのが原則であるが、㋓一方当事者が欠席している場合でも証拠調べを行うことはできる。

１３．次の事例に関する文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

（**事　例**）　事業者Ａが、トラックにステンレス製の物干しざおを積載し、拡声器でアナウンスしながら巡回していた。消費者Ｂがこれを呼び止め、値段を尋ねたところ「ニ・キュ・パでどう？」と提案してきた。そこで、Ｂはこれに同意し、購入することにした。

① 契約の当事者間において「ニ・キュ・パ」という表示の意味が争われて訴訟になった場合、裁判官が、当事者の考えた表示の意味のうち、いずれかが当該具体的な事情を前提として客観的に理解される意味と一致する限りで、その意味において契約の成立を認定できるとする見解がある。これによれば、本件での「ニ・キュ・パ」という表示が2,980円であると理解されるのが通常とされていても、2,980円で契約が成立することはない。

②「ニ・キュ・パ」という表示が当該状況の下では客観的に29,800円を意味し、消費者Ｂが表示について考えたところの意味が2,980円であったとした場合、Ｂの意思（2,980円）と表示の客観的意味（29,800円）とが異なることから、Ｂがこの意思と表示の不一致を知らずに意思表示を行ったのであれば、民法第95条の錯誤無効を主張できる可能性がある。

③「ニ・キュ・パ」という表示が当該状況の下では客観的に2,980円を意味し、事業者Ａが表示に付与した意味が29,800円であったとした場合、表示の客観的意味（2,980円）とＡが表示に付与した意味（29,800円）とが異なるから、Ａの意思表示において意思と表示の不一致があることになる。したがって、Ａがこの不一致を認識していたとしても、Ａは民法第95条の錯誤無効を主張できる可能性がある。

④「ニ・キュ・パ」という表示の客観的意味が2,980円であり、2,980円で契約が成立していると考えた場合、消費者Ｂがその後、事業者Ａから請求されるままに29,800円を支払ってしまったとしても、29,800円から本来の代金額である2,980円を差し引いた額の返還を求めることができるが、自分が受領した物干しざおは返還しなくてもよい。

⑤ 事業者Ａが、29,800円の物干しざおを消費者Ｂに2,980円と誤解させるつもりで「ニ・キュ・パ」と表示し販売した行為が詐欺にあたる場合、Ｂは自己の意思表示の無効を主張できるが、Ａから無効を主張することはできない。

１４．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 消費者契約法は、消費者と事業者の間に存在する構造的な格差を前提として、契約締結過程および契約条項に関して、㋐事業者の一定の行為により消費者が誤認または困惑した場合について消費者に取消権を与え、また㋑消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部または一部を無効とすることなどを規定している。㋒消費者契約法は、消費者契約に関する民事ルールを定める法律であるから、すべての消費者契約に適用される。

② 消費者契約法で「事業者」とは、㋐法人その他の団体および事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。「事業」とは、㋑営利目的で自己の危険と計算によって、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に行うことをいう。個人事業主である八百屋がパソコン専門店から店の会計のためにパソコンを購入する場合、㋒「事業のために」契約の当事者となる場合に該当するので、この契約において八百屋は事業者にあたる。

③ 消費者契約法は、㋐消費者契約における契約条項の明確化と情報提供に関する事業者の努力義務を定めている。㋑事業者が上記の義務に違反した場合の効果については同法に規定がないが、㋒この義務違反が事業者の不法行為責任の違法性を基礎づけることや、契約締結における信義則上の付随義務違反として私法的効果を生じさせることが考えられる。

④ 消費者契約法上の取消事由となる事業者の不実告知とは、㋐契約の重要事項について事実と異なることを故意に告げることであり、㋑中古車の販売に際し、実際には数万 km 走行しているのに、走行メーターを巻き戻して 2,000km しか走行していないと説明して販売するような場合がこれにあたる。不実告知は、㋒事業者が消費者契約の締結について「勧誘をするに際し」行われたものでなければならない。

⑤ 消費者契約法によると、事業者から不実告知を受けて意思表示を行った者が消費者の代理人であった場合、㋐消費者は事業者との契約を取り消すことが

できないが、不実告知が事業者の代理人、または㋑事業者から消費者契約の締結について委託を受けた者の代理人によってなされた場合は、㋒消費者は事業者との契約を取り消すことができる。

⑥ 消費者契約法によれば、㋐事業者の債務不履行によって消費者に生じた損害を賠償する責任についての全部免除条項や、故意・重過失による責任の一部免除条項、㋑事業者の不法行為により消費者に生じた損害の賠償責任の全部免除条項と、故意・重過失による責任の一部免除条項は、不当条項として無効とされる。また、㋒瑕疵担保責任の全部免除条項も、不当条項として無効とされる。

⑦ 賃貸借契約では、賃貸人は賃借人に対して通常の使用をさせるために目的物を貸与してその対価を得ているわけであるから、㋐通常使用に伴う損耗については、賃借人は、目的物をそのままの状態で返還すれば足りるのであり、㋑通常損耗の原状回復費用を賃借人に負担させる特約は賃借人の義務を加重するものと考えられる。したがって、上記特約条項は㋒事業者に生じる平均的損害を超えるものとして、消費者契約法第 9 条によって無効となる。

⑧ 消費者が事業者に対して㋐自宅や勤務先から退去するよう意思を示したにもかかわらず、事業者が退去しないこと、あるいは、㋑勧誘されている場所から退去したいとの意思を示したにもかかわらず、事業者が退去させないことによって、消費者が困惑して契約を締結した場合、消費者は契約を取り消すことができる。㋒これらは、民法の強迫による取消しの考え方を拡張した規定である。この場合の「退去させない」とは、㋓物理的な手段によるものだけでなく、心理的な手段によるものも含まれる。

⑨ 消費者契約法による取消権を行使できる者は、㋐当該消費者またはその代理人もしくは承継人である。この取消権は、㋑「追認をすることができる時から 6 ヵ月間」または㋒「消費者契約の締結の時から 3 年」のいずれかが先に経過した時に消滅し、行使できなくなる。取消権が行使されると、契約の申込みや承諾の意思表示は初めから無効だったことになるが、㋓この取消しは善意の第三者に対抗することはできない。

⑩ 消費者契約法の㋐2006 年（平成 18 年）改正、2007 年（平成 19 年）施行によって、消費者団体訴訟制度が導入された。同制度は、消費者被害の発生または拡大を防止するため、㋑内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体に、㋒不当な勧誘行為・契約条項の使用の差止請求を認める制度である。その後、2008 年（平成 20 年）改正により、㋓景品表示法と特定商取引法が差止請求の

対象に追加された。

１５．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① いわゆるＳＦ商法（催眠商法）は、販売が１日だけであれば、㋐店舗外取引として訪問販売に該当するが、1 週間以上の期間にわたり同じ会場で販売を行う場合には㋑訪問販売には該当しない。もっとも、販売目的を明らかにしないまま拡声器を用いて顧客を誘引する場合には、㋒いわゆる特定顧客として、訪問販売に該当する。

② 訪問販売で化粧品を購入したが、購入したその日に化粧品を自分の意思で消費してしまった場合、消費するとクーリング・オフできなくなる旨の記載がある法定書面が交付されたときは、㋐書面交付日から 8 日以内であってもクーリング・オフはできないが、㋑販売業者による働きかけによって消費してしまった場合には、クーリング・オフは可能である。クーリング・オフを行った場合、使用済みの化粧品の価格相当額を販売業者に㋒支払う義務はない。

③ 郵送されてきたカタログを見て商品を選択し、郵便で購入申込みを行う方式でセーターを購入した消費者が、商品受領後に気が変わって返品したいと考えた場合、カタログ上にはっきりと「不良品等である場合を除き、返品は一切できません」と記載されているときは、改正特定商取引法の施行日（㋐2009 年 12 月 1 日）より前の取引については㋑返品できないが、施行後は、改正法に 8 日間の返品ルールが導入されたため、商品を受け取ってから㋒8 日以内であればこのような記載があっても返品可能である。

④ 相談者Ａの自宅に学習教材の販売業者からある日突然電話がかかってきて、教材を購入するよう勧誘され、自宅で詳しく説明したいと言われ面談の日程を決めてしまった。業者は約束の日時に自宅に来てさらに教材の勧誘を行いＡは結局その場で教材購入の契約をした。このケースは㋐電話勧誘販売に該当するので、Ａは㋑法定書面交付日から 8 日以内であればクーリング・オフが可能である。また、交付された書面に商品名の記載が無い場合には、㋒書面が交付されていないものと同視して、書面交付日から 8 日間以上経過してもクーリング・オフできると考えるのが一般的である。

⑤ 高校受験のために教材とテスト問題が郵便で送付され、生徒が郵便で解答用

紙を返送し、添削をしてもらうスタイルの通信教育は、特定継続的役務提供の規制対象役務に㋐含まれる。㋑幼稚園の入園や、㋒小学校入学のための学習塾の場合、特定継続的役務提供の規制対象役務に含まれない。

⑥ 個人経営の印刷業者が訪問販売で自宅兼事務所の洗い場用の浄水器を購入した場合、この取引は特定商取引法の㋐適用除外にはあたらず㋑クーリング・オフが可能であるが、購入者が株式会社である場合には、この取引は㋒商行為に該当し、適用除外となる。

⑦ 自宅にいきなり冷凍のカニが送り付けられ、「2 日以内に返送されない場合は購入されたものとみなし、代金 2 万円を請求します」との文書が添付されていた場合、商品に手をつけず、㋐消費者側から承諾の意思表示を行わなければ契約の取消しが可能であるし、商品到達から㋑14 日を経過すると販売業者の返還請求権がなくなるので、消費者側から何らの通知を出さなくとも商品を費消してしまって構わない。また、消費者側から業者に対し商品の引き取り請求を行った場合には、この期間は㋒請求の日から 7 日間に短縮される。

⑧ 過量販売解除権が行使できるケースとしては、㋐ある事業者の 1 回の販売行為が過量な商品の契約となる場合、または、事業者が㋑消費者が過去に購入した他種類の商品の分量を把握しつつ、㋒自身の販売行為の結果が累積的に過量となる、あるいはすでに過量となっていることを知りながら販売をする場合がある。

⑨ 宝石店の従業員が、店舗から 100 メートルほど離れた場所で通行人に声をかけ、店舗に連れて行って宝石の売買契約を締結した。この場合、従業員が購入者にあらかじめ販売の勧誘をする意図を告げていたとしても、いわゆる㋐キャッチセールスにあたるので、㋑特定顧客として訪問販売に該当する。従業員が勧誘する意図を告げていなかった場合、いわゆる㋒アポイントメントセールスに該当し、㋓特定顧客にあたるので、やはり訪問販売に該当する。

⑩ 連鎖販売取引において、店舗等によらずに商品の販売もしくはそのあっせんまたは役務の提供もしくはそのあっせんを行う個人（連鎖販売加入者）は、クーリング・オフ期間の経過後も㋐将来に向かって連鎖販売契約を解除できる。その際、㋑入会後 1 年を経過していなければ、連鎖販売契約の解除に伴い、商品販売契約も解除できる。もっとも、㋒商品の引き渡しを受けた日から 90 日を経過した場合や、㋓商品を再販売した場合は商品販売契約の解除は認められない。

１６．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 個別信用購入あっせん（個別クレジット）契約を締結しようとする場合、個別クレジット業者には、支払可能見込額の調査および㋐調査に関する記録の作成義務が規定されている。調査の結果㋑年収の 3 分の 1 を超える年間の支払いを必要とする個別クレジット契約は締結できないが、この調査の際には、㋒指定信用情報機関の提供する信用情報を利用する義務が規定されている。

② 支払可能見込額の算定において、いわゆる専業主婦は、主として配偶者の収入により生計を維持している年収が㋐103 万円以下の者である「特定配偶者」に該当する。そして、特定配偶者の年収算定は、個別クレジットにおいては㋑配偶者の同意を得なくても配偶者の収入を合算することができる場合があるが、包括クレジットにおいては㋒配偶者の同意を得ることなく、配偶者の収入を合算することは認められない。

③ 訪問販売で過量販売契約がなされ、それについて個別クレジット契約が結ばれた場合には、㋐個別クレジット契約の法定書面の受領日から㋑1 年以内であれば、個別クレジット契約についても解除できるが、電話勧誘販売で過量販売契約がなされた場合は、過量販売を理由に㋒個別クレジット契約の解除をすることはできない。

④ 訪問販売で販売契約がなされ、それについて個別クレジット契約が結ばれた場合には、㋐個別クレジット業者に対して、㋑書面により通知する方法でクーリング・オフを行うことができる。また、個別クレジット契約のクーリング・オフ妨害が㋒販売業者によってなされた場合であっても、個別クレジット契約のクーリング・オフ期間は延長される。

⑤ 訪問販売で販売契約がなされ、それについて個別クレジット契約が結ばれた場合、個別クレジット業者に対してのみ個別クレジット契約のクーリング・オフが通知されると、㋐販売業者が反対の意思を示さない限り、販売契約についても㋑同時にクーリング・オフされたものとみなされる。なお、過量販売を理由に個別クレジット業者に対してのみ個別クレジット契約の解除が通知された場合、販売契約も解除されたものとは㋒みなされない。

⑥ 個別クレジット業者は、訪問販売、㋐通信販売、電話勧誘販売などを行う加盟店が、不実告知をしていないかなどの点について個別クレジット契約を締結しようと

する場合に調査をする義務があり、不適正な勧誘があったと認められる場合、㋑その勧誘により締結されようとしている個別クレジット契約の締結は禁止されるが、㋒加盟店契約を継続することは禁止されない。

⑦ ㋐訪問販売や電話勧誘販売による契約で支払い方法に個別クレジットを利用した場合、㋑販売業者の不退去や退去妨害による勧誘があったとしても、割賦販売法の規定では個別クレジット契約を取り消すことはできない。㋒さらに、販売契約について債務不履行があったとしても割賦販売法上個別クレジット契約を取り消すことはできない。

⑧ 過量販売契約の解除に関して、割賦販売法の清算ルールの適用を受けるためには、㋐まず個別クレジット契約の解除をし、同時またはその後に販売契約の解除をしなければならない。この場合、販売業者は、㋑原則として、個別クレジット業者に立替金相当額を返還しなければならないが、個別クレジット業者は、㋒立替金相当額を販売業者から受領したか否かにかかわらず購入者からすでに受けた金額を購入者に返還しなければならない。

⑨ 包括クレジットにおいては、クレジットカードを発行するときのみならず、㋐極度額を増額しようとするときや、㋑クレジットカードを更新しようとするときにも、原則として包括クレジット業者に包括支払可能見込額の調査が義務付けられている。もっとも、極度額が㋒40 万円以下のカードを発行する場合は、過剰なクレジット債務や支払いの遅延がなければ包括支払可能見込額の調査をする義務はない。

⑩ 個別クレジット業者は、訪問販売業者と加盟店契約を締結しようとする場合、加盟店の特定商取引法上の取引形態・販売する商品・勧誘方法などについて調査する義務を負い、調査義務違反があった場合には㋐業務改善命令の対象となるが、㋑包括クレジット業者にはこの調査義務は課されていない。また、加盟店は、個別クレジット業者の行う加盟店契約時の調査に応じる㋒法律上の義務が課せられており、義務違反があった場合には業務改善命令の対象となる。

１７．次の事例に関する文章のうち、正しいものに○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

（**事　例**）　一人暮らしのＡ（７６歳、年金生活者）は、約２年前、訪問販売業者Ｂ社の勧誘員が訪ねてきて、「羽毛布団が健康によい」と勧誘され、羽毛布団セット１組約８０万円を個別信用購入あっせん（個別クレジット）契約を利用して購入した(契約Ⅰ)。その後も、同じ勧誘員が時々訪ねてきて勧誘され、２年間に布団類を個別クレジット契約で合計５組約３００万円購入した（契約Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）。信販会社は、契約Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・ⅣはＣ社、契約ⅤはＤ社である。Ａは、自宅を保有しているが、預貯金も底を突き、年金では支払い困難な状態である。近年は判断力も衰え気味で、個々の契約時の勧誘内容はよく思い出せない。契約ⅠとⅤの布団をしばらく使用しているほかは、未使用のままである。契約Ⅰの商品欄・数量欄は「羽毛布団」「一式」との記載だけである。契約Ⅳの商品は届いていない。

① 自宅で契約を結んでいても、過去１年間にすでに２件の契約がある場合、３件目以降の契約は原則としてクーリング･オフや勧誘行為規制等の適用除外となるが､過去の１件目または２件目の契約について不当な勧誘行為があったような場合は適用除外とならない。

② 契約Ⅰは、書面不備によりクーリング・オフを行使できる可能性があり、この場合、商品を使用していてもクーリング・オフの行使は可能であるが、商品使用分の利益は支払う必要がある。

③ 訪問販売で通常必要とする分量を著しく超える契約は過量販売解除の可能性があり、勧誘内容をよく思い出せなくても解除ができ、契約Ⅴが過量販売解除できるとすれば、商品を使用した利益分も支払う必要がない。

④ 過量販売解除は、通常必要とする分量を著しく超える契約が解除の対象だが、その商品を購入する特別の必要性があることと、その商品を現に使用していることを販売業者が証明したときは、その契約は解除できない。

⑤ 商品が届いていない契約Ⅳは、債務不履行により解除する方法が考えられるが、２０日以上の催告期間を設けて書面により催告することと、催告期間内に商品引き渡しがないことが要件となる。

⑥ Ａの判断能力が著しく低下しているという診断書が取れる場合は、成年後見制度のうち保佐開始決定が認められる可能性があり、保佐開始決定からさかのぼって1年以内の契約は取り消すことが可能となる。

⑦ 契約Ⅰの売買契約書面と個別クレジット契約の申込書面および契約書面に記載不備があるときは、売買契約と個別クレジット契約の両方をクーリング・オフすることができ、クレジットの既払金は信販会社Ｃ社が消費者Ａに対し返還する義務を負う。

⑧ 契約Ⅴについて売買契約を過量販売解除できるときは、これに利用したＤ社の個別クレジット契約も解除できるが、過量販売となる過去の契約の存在をＤ社が知らなかったときは解除できない。

⑨ 契約Ⅳの売買契約について債務不履行解除をするときは、これに利用したＣ社の個別クレジット契約について、未払金の支払いを拒絶できるとともに、解除を理由にＣ社に対し既払金の返還を請求できる。

⑩ 契約Ⅳや契約Ⅴに関する個別クレジット契約は、Ｃ社やＤ社の過剰与信防止義務の違反が問題となるが、年金収入があっても生活維持費を控除して計算する必要があり、自宅を資産として考慮してはならない。

１８．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 不動産登記制度とは、不動産の物理的状況と権利関係を不動産登記簿に記録して公示することにより、国民の権利の保全および［　ア　］と円滑を図るための制度である。

　不動産登記簿は、［　イ　］にその不動産の所在、種類、面積等が表示され、甲区に［　ウ　］に関する記載がなされ、乙区に［　ウ　］以外の権利に関する事項が記載されている。［　イ　］に記載される表示は必ずしも現況を正確に表示しているとは限らず、例えば俗に［　エ　］と呼ばれているような、実際の現況土地面積が、［　イ　］の表示面積よりも大きい場合がある。そのため土地取引では現地確認とともに［　オ　］に基づく実測面積によって行われるのが一般的である。

② 近時、民間賃貸住宅の家賃等の取り立てに関して、いわゆる［　カ　］など不当な行為の発生が増加していることから、［　キ　］は審議会「民間賃貸住宅部会」を設置して議論し、2010年3月に「賃貸住宅における賃借人の居住の安定確保を図るための［　ク　］の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」が国会に提出された。

同法律案は、大きく整理すると(1)［　ク　］の登録制度、(2)家賃等の不当な取り立てに関する［　ケ　］、(3)［　コ　］作成事業者の登録制度の 3 本柱からなっている。(3)については、一定の規制がかかるとは言え、その作成自体を法律が認めることは「ブラックリスト」となり社会的弱者が排除される危険があるとの懸念も挙げられている。

【語　群】

1. 縄伸び	2. 消費者保護	3. 入居者管理簿	4. 住宅リース業者
5. 表題部	6. 消費者庁	7. 行為規制	8. 縄縮み
9. 所有権	10. 国土交通省	11. 権利部	12. 追い出し屋
13. 取引の安全	14. 抵当権	15. 家賃債務保証業	16. 測量図
17. 公図	18. 家賃等弁済情報データベース		19. 占有屋　20. 公表

１９．次の文章のうち、正しいものには〇、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 破産法では、㋐破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権、子の親に対する養育費請求権、従業員等の給料請求権は、非免責債権とされている。小規模個人再生手続においては、㋑再生債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権、子の親に対する養育費請求権は非減免債権とされているが、㋒従業員等の給料請求権は非減免債権とはされておらず、一般の債権と同様に減免される。

② 破産者に特段の資産がなく同時破産廃止になった場合、㋐免責決定が確定するまでは、㋑債権者による破産者の財産に対する強制執行は禁止されるが、小規模個人再生手続開始決定がなされたときには、㋒債権者による再生債務者に対する強制執行は禁止されない。

③ 5 社で 200 万円の負債を抱えた個人が破産手続開始申立てをしたが、自宅のほかに現金は 90 万円しか所持していなかった。この場合、破産法では、㋐99 万円までの現金は㋑自由財産となっているので、㋒破産管財人が選ばれることなく、同時破産廃止決定がなされることになる。

④ 破産手続開始決定は、㋐弁護士、消費生活相談員、医師、㋑生命保険募集人、宅地建物取引業者、㋒警備員などの資格・職業の欠格事由となっている。

⑤ 破産財団となる財産は、原則として㋐破産者が破産手続開始決定の時において有する一切の財産であり、その後に取得した財産は破産財団とはならないから、破産手続開始決定後、破産管財人が選任されたが、その後破産者の父親が死亡し、破産者が預貯金約 1000 万円を相続した場合、相続した預貯金は、㋑破産者の破産財団に組み込まれず、㋒破産者の自由財産となる。

⑥ 時価 1000 万円で住宅ローン残が 800 万円ある自宅土地建物を所有する個人Aが、不況による収入減少のために、住宅ローンのほかに 5 社で 300 万円（利息制限法引き直し計算済み）の債務を抱えて返済に行き詰まり、小規模個人再生手続を利用しようとしている。この場合、Aの要求される最低弁済総額は、法律で定められた㋐債務額の 20%と 100 万円、㋑清算価値保障原則による清算価値 200 万円のいずれか㋒多い方となる。

⑦ 給与所得者等再生手続では、弁済総額が 1 年間当たりの手取り収入から最低限度の生活を維持するために必要な 1 年分の費用を控除した額の 2 倍以上であることという㋐可処分所得要件を満たす必要があり、この要件から算出される最低弁済額が㋑高額になる傾向があるため、㋒小規模個人再生手続に比べて利用者が少ない。

⑧ 特定調停は、㋐1 つの裁判所で一度に何名もの債権者を相手に調停を申立てることができ、㋑債権者からの取引経過等資料の取り寄せや利息制限法による再計算を裁判所が行ってくれる点が債務者の利点となっているが、㋒弁護士に依頼することができない債務者のための制度であるため、弁護士が債務者の代理人として申立てることはできない。

⑨ 2010 年 6 月 18 日より㋐貸金業者からの借入残高が年収の 3 分の 1 を超える場合は、原則として新規の貸付けをしてはならないとする総量規制が導入された。本規制は㋑銀行のカードローンやクレジットカードによるキャッシングにも適用があるが、㋒住宅ローンや自動車ローンは適用除外となっている。

⑩ 利息制限法第 1 条では、金銭を目的とする消費貸借において、㋐元本の額が 10 万円未満の場合年 2 割、元本の額が 10 万円以上 100 万円未満の場合年 1 割 8 分、元本の額が 100 万円以上の場合年 1 割 5 分を超える利息の契約は、その㋑超過部分について無効とすると定められているが、出資法の改正により 2010 年 6 月 18 日以降は、㋒この利息制限法の利率を超える利息の契約をした貸金業者は、5 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することとされた。

２０．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 消費生活用製品安全法において、㋐製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故は㋑「製品事故」には該当しない。交換時期を取扱説明書に明記している部品について、その時期を越えて使用され、経年劣化により重大製品事故が発生した場合は、㋒「製品事故」には該当せず、報告の対象とはならない。

② 消費生活用製品安全法で重大製品事故の報告義務を負うのは、原則として㋐当該製品を実際に製造または輸入した事業者であり、㋑中古品を扱うリサイクル業者は含まれない。ＯＥＭ（相手先ブランド製造）製品の場合、㋒実際に製品の製造を行っている委託先事業者が報告義務者となり委託元（ブランド事業者）が報告義務者となることはない。

③ 消費者に事故情報を迅速かつ的確に提供し、事故の再発を防止する観点から、㋐ガス・石油機器製品による重大製品事故は、㋑報告後直ちに、㋒事業者名、製品の名称、事故内容等が公表される。

④ 2009 年 4 月 1 日より、㋐石油給湯器や石油ストーブ等の石油燃焼機器が、㋑消費生活用製品安全法の特定製品に指定され、経過措置終了後は、製造・輸入事業者は国が定めた安全基準に適合した旨の㋒ＰＳＣマークがないと販売できないことになった。

⑤ 消費生活用製品安全法は、消費生活用製品の製造、輸入または小売販売の事業を行う者は、その製造、輸入または小売販売に係る消費生活用製品について生じた㋐製品事故に関する情報を収集し、当該情報を㋑一般消費者に対し適切に提供するよう㋒努めなければならないとしている。

⑥ 消費生活用製品安全法では、消費生活用製品の小売販売、修理または設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理または設置工事に係る消費生活用製品について㋐重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を㋑内閣総理大臣に通知するよう㋒努めなければならないとしている。

⑦ 消費生活用製品の製造または輸入の事業を行う者は、その製造または輸入に

係る消費生活用製品について重大製品事故が発生したことを知ったときは、㋐すでに製造を中止している製品であっても、㋑事故発生日から起算して 10 日以内に、㋒当該消費生活用製品の名称および型式、事故の内容等を㋓内閣総理大臣に報告しなければならない。

⑧ 消費生活用製品の製造または輸入の事業を行う者は、その製造または輸入に係る消費生活用製品について㋐製品事故が生じた場合には、㋑当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、㋒危害の発生および拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生および拡大を防止するための措置をとるよう㋓努めなければならない。

⑨ 消費生活用製品安全法の製品事故情報報告・公表制度の報告対象となる「消費生活用製品」とは、㋐主として一般消費者の生活の用に供される製品であり、㋑一般家庭で使用される製品を業務用として使用し事故が発生した場合は、報告の対象とはならない。また、㋒サービスやソフトウェア、建築物、㋓ガソリン・灯油、布などの半製品等は、そもそも「製品」にあたらず、報告の対象とはならないのが原則である。

⑩ 2009年4月1日から施行された「長期使用製品安全点検制度」は、㋐特定保守製品の製造・輸入事業者に対し、㋑製品を安全に使用できる目安となる設計標準使用期間や点検期間の設定・表示、㋒既販品も含めた保守サポート体制の整備、㋓点検基準に従った無料点検の実施等を義務付けている。

２１．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１カ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 個人情報保護法上の「個人情報」の概念は、㋐プライバシーの概念とは異なるもので、基本的に特定の個人を識別できれば該当する。㋑個人情報は生存する個人に関する情報とされているため、例えば、病院が保有する患者に関する医療情報は個人情報に該当するが、㋒患者が死亡した途端、その情報は少なくともその患者本人にとっての個人情報ではなくなることになる。

② 「個人情報」には、㋐公表され誰でも知っているような有名人の氏名や、㋑上場企業の代表者氏名も含まれる。また、㋒「現在の総理大臣」など具体的な氏名が表示されていない場合でも、個人情報に該当する場合がある。

③ 「個人データ」は「個人情報」よりも㋐狭い概念であり、「保有個人データ」は「個人データ」よりも㋑狭い概念である。例えば、㋒個人データに該当する情報であっても、1年以内に消去する場合は保有個人データには該当しない。

④ ㋐事業の用に供する個人データによって識別される特定の個人の数が 5,000 以下の事業者は個人情報取扱事業者に該当しない。報道機関、㋑宗教団体、政治団体等は、㋒個人情報取扱事業者に該当する場合であっても、個人情報取扱事業者に課された義務規定の適用を受けない場合がある。

⑤ 個人情報取扱事業者は、㋐個人情報を収集する際に原則として本人から同意を得る義務を負っているだけでなく、㋑いかなる目的に利用するかを本人に通知または公表する必要がある。ただし、㋒利用目的として何を定めるかについて個人情報保護法上の制限はないので、自己の事業と無関係の目的を利用目的として掲げてもよい。

⑥ 個人情報保護法は、㋐民間の事業者や独立行政法人が保有する個人情報に関する取り扱い上の義務や本人の権利を定めるものである。したがって、㋑国、地方公共団体は、個人情報取扱事業者の定義から除外されている。ただし、㋒国や地方公共団体の保有する個人情報については、それぞれ別のルールが適用される。

⑦ 行事で撮影された写真については、写真に人が写っていて、本人を識別できるのであれば㋐個人情報に該当するが、㋑個人データにはあたらないのが原則である。したがって、㋒利用目的を本人に通知または公表等すればその写真を展示したり、関係者に渡したりしても個人情報保護法上は問題ない。

⑧ 個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が㋐個人データの漏えい、滅失、き損の防止などについて㋑安全管理措置を講じることを努力義務として定めている。ただし、㋒実際に漏えいが生じた場合における損害賠償責任について定めているわけではない。

⑨ 個人情報保護法が定める第三者提供の制限の例外の1つに、いわゆる㋐オプトアウトという仕組みがある。これは、本人の求めに応じて個人データの第三者への提供を停止することとしている場合で、㋑第三者に提供される個人データの項目や、㋒いかなる第三者に個人データを提供するのかといった事項を、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態にしておけば、本人の同意なく、個人データを第三者に提供できる仕組みである。

⑩ 個人情報取扱事業者は、本人から保有個人データの開示を求められたときは、㋐相当の手数料を徴収することができる。その手数料は、㋑実費を勘案して合理的な範囲で定める必要がある。また、㋒訂正請求や利用停止請求にあたっても手数料を取ることができる。

２２．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

標準旅行業約款上、［　ア　］ならば旅行業者に［　イ　］および［　ウ　］、［　エ　］が生じるが、［　オ　］の場合には、旅行業者はこれらの責任を負担しないため、一般には、［　ア　］のほうが［　オ　］よりも消費者にとっては手厚く保証されている。

標準旅行業約款においては、旅行契約は、［　カ　］を交付しなければ原則として成立することはないとされている。また、消費者は、標準旅行業約款の規定により、旅行契約の成立後、いつでも［　キ　］を支払って契約を解除することができるとされている。［　キ　］の金額については、［　ア　］においては標準旅行業約款上、上限が定められているが、［　オ　］の場合には上限に関する特段の定めはない。

旅行業者は、［　ア　］が内容どおり履行されるよう必要な措置を講じなければならず、その努力にもかかわらず契約内容の変更が必要となった場合には、契約内容の変更を最小限にとどめるように代替サービスの手配をしなければならない。これを［　イ　］という。

標準旅行業約款上、［　ア　］においては、旅行開始・終了日の変更、入場観光地の変更、運送機関の種類・会社名や宿泊機関の種類・客室条件の変更など契約内容の重要な変更があった場合、旅行業者は、変更の理由が、天災地変、官公署の命令など一定の免責事由に該当しない限り、旅行代金に対する定率の［　ク　］を旅行終了の日の翌日から起算して３０日以内に支払うこととされている。これを［　ウ　］という。［　ウ　］は、たとえ［　イ　］の違反がなくても旅行業者が負担するものである。

その他、裁判例では、旅行業者は、［　ア　］を締結した場合、旅行者に対し、旅行目的地、旅行日程、旅行サービス機関の選択等に関し、あらかじめ十分に調査・検討し、専門家としての合理的な判断をし、また、その契約内容の実施に関し、遭遇する危険を排除すべく合理的な措置をとるべき注意義務を負うとされている。これを［　ケ　］という。

［　エ　］は、企画旅行参加中の不慮の事故による消費者の身体損害（細菌性食中毒等を除く）および手荷物損害に対し、死亡補償金、後遺障害補償

金、入院見舞金、通院見舞金および携帯品損害補償金を、旅行業者が支払うとする標準旅行業約款上設けられている制度である。［　エ　］は、たとえ［　ケ　］の違反がなくても旅行業者が負担する［　コ　］である。

【語　群】

1. 変更縮減義務	2. 運行供用者責任	3. 主催旅行契約	4. 特別補償責任
5. 旅程管理責任	6. 損失補償責任	7. 変更補償金	8. 手配旅行契約
9. 旅行補償金	10. 使用者責任	11. 募集型企画旅行契約	12. 取消料
13. 解約返戻金	14. 旅程保証責任	15. 災害補償保険金支払責任	
16. 無過失責任	17. 営業保証金	18. 安全確保義務	19. 申込金
20. 請負型企画旅行契約			

２３．次の文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。また、誤っているものには、誤っている箇所（１ヵ所）の記号も記入（マーク）しなさい。

① 製造物責任法は、㋐「過失」を責任成立の要件とせず、「欠陥」を要件とした無過失責任を採用したもので、㋑製造業者等に過失がなくても製品に欠陥があり、その欠陥により他人の生命、身体、財産を侵害したときは、製造業者等は損害賠償責任を負い、㋒被害者に過失があっても、過失相殺されることはない。

② 製造物責任法は、欠陥製品事故による製造業者等の損害賠償責任を定めた法律であり、㋐足の不自由な人のために無償で車椅子を製造・寄付をしているＮＰＯ法人は非営利活動なので製造物責任を負わない。この法律でいう「製造業者等」とは、製品の製造業者、㋑加工業者、輸入業者、㋒製品に製造業者として名前を表示した表示上の製造業者などである。

③ 製造物責任法にいう「製造物」とは、㋐製造または加工された動産をいうので、㋑不動産に欠陥があっても同法の対象とはならない。しかし、窓枠や屋根瓦などのように、建物が完成された時には不動産の一部のようになっていても、㋒それが製造され引き渡されたときに動産であったものでその物の欠陥により事故が生じたときには、同法の対象となる場合がある。

④ 「欠陥」とは、㋐当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考

慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。したがって、㋑被害者が製造物を本来の使用方法とは異なった使用方法で使用していてケガをしたような場合には、その製造物の「欠陥」とはいえない。また、㋒製品が本来の性能を欠いていても、安全性に欠けるところがないときは「欠陥」とはいえない。

⑤ 「欠陥」には、製造上の欠陥、設計上の欠陥および指示・警告上の欠陥の３つがあるといわれる。製造上の欠陥とは、製品の製造過程において、本来の設計・仕様どおりに作られず安全性を欠いた欠陥のことであり、設計上の欠陥とは、㋐製品の設計そのものに安全性を欠いた欠陥のことであり、指示・警告上の欠陥とは、㋑製品の危険性について適切な指示・警告がないことの欠陥である。㋒製品の設計または製造上の問題があっても、そのことについての指示・警告がなされていれば、「欠陥」とはいえない。

⑥ 製造物責任法による製造物責任を製造業者等に問うには、㋐その製品が製造業者等から引き渡されたものであることが必要なので、㋑倉庫から盗まれた欠陥製品については同法による製造物責任を問うことはできない。また、同法による責任を問うには、㋒その製品だけの損害だけでなく、拡大損害が生じたことが必要とされている。

⑦ 製造物責任法による製造物責任を製造業者等に問うには、被害者が㋐製品に欠陥があったこと、および㋑欠陥と損害に因果関係があることについて証明しなければならない。しかし、この証明は被害者には困難なので、同法には、被害者が通常の使用方法で使用していて、その使用では起こり得ない異常な損害を負った時は、㋒製品の欠陥に起因することを推定する推定規定が置かれている。

⑧ 製品の欠陥により損害が生じたことが証明されても、製造業者等には２つの抗弁が認められている。㋐開発危険の抗弁と部品・原材料製造業者の抗弁である。開発危険の抗弁とは、㋑その製品を引き渡した時点で、㋒その業界の科学または技術に関する一般的・平均的知見では、その欠陥を認識することができなかったことを製造業者等が証明したときは免責されるとするものである。

⑨ 製造物責任法による損害賠償請求権は、㋐被害者またはその法定代理人が、損害および賠償義務者を知った時から 3 年間行わないときは、時効によって消滅する。また、㋑その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から 10 年を経過したときも、同様である。㋒製造物を使用してから一定の期間が経過し

た後に生じる蓄積損害や潜伏損害でも、10 年間の起算点は同じである。

⑩ 製造物責任法による損害賠償責任について、㋐同法に定めがない事項については、民法の規定が適用される。したがって、㋑相当因果関係についての民法の規定や考え方は適用されないが、㋒共同不法行為など複数の責任主体の関係や、慰謝料の請求については民法の規定が適用される。

２４．次の事例に関する文章のうち、正しいものには○、誤っているものには×を、解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

（事　例１）　携帯電話会社のショップで国内のみで使用できる機種の携帯電話機を購入し、携帯電話サービスの契約をした。ところが、海外旅行中に盗まれてしまい、現地の警察にはすぐに被害届を出したが、海外で使用されることはないと思い、帰国後（盗難から 12 日後）に携帯電話会社に連絡をしてサービス契約を解約した。翌月になり携帯電話会社から 300 万円を超える利用料の請求書が届き、驚いて電話会社に連絡をしたが、「国際ローミングサービスが使われている」「契約時に国際ローミングサービスを使用しないという欄にチェックをして契約しないと、このサービスも契約したことになる」「携帯電話機の中のＳＩＭカードを他の携帯電話機に差し替えて使われたのだろう」「いずれにしても支払ってもらうしかない」と言われている。

① 請求されている利用料は、携帯電話サービスの契約者本人が利用した料金ではないので、契約者は支払う必要はない。

② 携帯電話機の盗難に気づいてすぐに地元警察に被害届を出しているので、その届出後に利用した料金については支払義務がない。

③ 契約者の携帯電話機のＳＩＭカードが別の携帯電話機に差し替えて使われたとしても、契約者の携帯電話機から通話等がされていないので、利用料の支払義務はない。

④ 契約者が購入した携帯電話機は海外では使えない機種なので、国際ローミングサービスの契約をしたことになっていたとしても、契約者にはこのサービスによる利用料の支払義務はない。

⑤ 携帯電話会社は、電気通信事業法により携帯電話サービス契約の締結の際に

サービスの内容について説明する義務がある。ＳＩＭカードを差し替えられると国際ローミングサービスが使用できることを説明していない場合、同法違反を理由に利用料の支払いを拒むことはできないが、信義則上の説明義務違反にあたる場合は、利用料の支払いを拒める余地がある。

（事　例２） インターネット上のショッピングモールへ出店しているショップが、最近、国際的に有名なメーカーから発売された多機能パソコンを 29,000 円と格安で販売しているのを見つけたので、これを 1 台購入することにして、そのショップの注文画面から必要事項を打ち込んでクリックした。

⑥ 「注文確定」ボタンをクリックした後、すぐにショップが出店しているショッピングモール運営者から、受信の確認と後にショップから正式な受注確認通知がある旨のメールが自動配信で届いた。その後、10 分位して今度はショップから「誤った金額表示であり、注文に応じかねる」とのメールが届いた場合、このパソコンの売買契約は成立していない。

⑦ 注文したパソコンが届いたが、想像していたより重い商品だったので翌日に返品した。販売したショップの広告画面では「返品不可」と表示されていたが、注文確認画面には何も表示がなかった場合には注文者は商品代金を支払わなくてもよい。

⑧ 購入の申込みの入力のときに全くうっかりして違う種類のパソコンを購入するクリックをしてしまった場合、このショップが注文確認画面を表示していたとしても、注文の訂正措置を講じていなければ、申込みの無効を主張できる。

⑨ このショップが注文者から受け付けた注文について注文確認画面は表示していたが、その訂正ができる措置を講じていない場合には、このショップは特定商取引法によって行政処分の対象となり得る。

⑩ 代金の支払いも済ませたが 1ヵ月経っても商品が届かないため、ショッピングモール運営者に問い合わせたところ、すでにショップは閉鎖されており行方不明とのことであった。この場合、モール運営者が売主であるとの誤解が生じ得るような外観を作出したなど、特段の事情がある場合は、注文者はモール運営者に対しても代金相当額の支払いを請求できる余地がある。

２５．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

金融商品関係分野の代表的な業法である［　ア　］は、［　イ　］等を改正して2007年9月30日に施行され、その後も2008年、2009年、2010年と毎年改正されている。株式取引から悪質投資詐欺まで関連する重要な法律である。

デリバティブ取引については、特に商品を原資産とするものについて、これまで規制のすき間や薄い部分を突いた詐欺的業者が消費者被害を多発させてきた。そこで、2009年7月に［　ウ　］の改正が行われ、海外先物法と一本化された［　エ　］によって、商品デリバティブ取引は幅広く規制対象とされることとなった。また、利用者がプロかアマかで行為規制に強弱をつける「プロ・アマ規制」や、［　オ　］を禁止する規定も導入された。なお、商品デリバティブ取引以外のデリバティブ取引は、［　ア　］で規制がなされている。

以上のような金融商品による消費者被害の救済という観点からは、民事上の効果を規定する法律が注目される。預金やデリバティブ取引を含む金融商品を幅広く対象とする［　カ　］は、説明義務違反の場合と断定的判断の提供等を行った場合の業者における［　キ　］を規定している。それでも、金融商品による消費者被害の私法上の救済では、［　ク　］における不法行為または［　ケ　］に基づく［　キ　］を認定した判決が多数出されている。そこでは、金融商品を勧誘する際に、顧客の意向と実情に合わない勧誘をしてはならないという規律である［　コ　］、リスクや内容を理解できるように説明しなければならないとする説明義務、不当な勧誘の禁止などの違反が考慮の要素とされている。

【語　群】

1. 損害賠償責任	2. 不実告知	3. 不退去・退去妨害	4. 民法
5. 瑕疵担保責任	6. 適格性原則	7. 金融商品取引法	8. 信託業法
9. 商品先物取引法	10. 善管注意義務	11. 損害保険法	12. 商品取引所法
13. 金融先物取引法	14. 証券取引法	15. 不招請勧誘	16. 特定商取引法
17. 債務不履行	18. 投資信託法	19. 適合性原則	20. 金融商品販売法

２６．次の文章の［　　］の部分に入れるのに最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

保険の分野では、改正された［　ア　］が2010年4月に施行された。これは、

それまで商法にあった保険契約のルールを見直し、独立した 1 つの法律としたものである。

［　ア　］は、第 1 条に「保険に係る契約の成立、効力、履行及び終了については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる」と規定があるように、契約当事者間における契約ルールについて定めるものであり、保険会社に対する監督（免許の内容、業務内容の規制、罰則等）について定める［　イ　］とは役割を異にする。

［　ア　］の特徴としては、まず、保険契約と同等の内容を有する［　ウ　］を適用の対象に含め、商法には規定のない［　エ　］に関する規定が創設されるなど、適用対象となる契約が拡大したことが挙げられる。

また、［　ア　］では、保険契約者や保険金受取人などの保護を強化するため、さまざまな規定を整備している。具体的には、［　ア　］の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めを無効とする［　オ　］の導入や、［　カ　］に関する規定の新設などが挙げられる。また、告知義務に関するルールも整備され、重要事項の告知について、従来の［　キ　］義務から［　ク　］義務へと変更された。

［　ア　］では、第三者との法律関係についても規定が整備され、損害保険契約のうち［　ケ　］について、被害者が保険金から優先的に被害回復を受けることができるようにするための先取特権の規定や、一定の要件の下、所定の保険金受取人が保険契約を継続できる［　コ　］の制度等が新設されている。

【語　群】

1. 任意申告	2. 保険デリバティブ	3. 金融商品取引法	4. 不当条項規制
5. 保険業法	6. 募集人の説明義務	7. 自発的申告	8. 責任保険契約
9. 介入権	10. 片面的強行規定	11. 共済契約	12. 保険法
13. 自家保険	14. 必要的申告	15. 保険金の支払い時期	16. 代位権
17. 質問応答	18. 傷害疾病保険契約	19. 保障性保険契約	20. 損害保険法

論　文　試　験

次のテーマのうち１つを選び、１０００字以上、１２００字以内で論文にまとめ、解答用紙に記入しなさい。文字数制限が守られていない場合には、採点の対象外となります。

1. 改正貸金業法が完全施行された後、クレジットカードで自社商品等を購入させ、業者がその商品を安く買い取るなど、クレジットカードのショッピング利用可能枠の換金目的による利用（現金化）が問題となっています。貸金業法改正とクレジットカードショッピング枠の「現金化」問題の背景を説明し、クレジットカードの不正使用を防ぐために、クレジット会社、消費者、行政の果たすべき役割について、下記の指定語句をすべて使用して論じなさい。なお、文章中の指定語句の箇所には、わかるように必ず下線を引きなさい。

指定語句：多重債務、　総量規制、　消費者教育、　加盟店管理、
クレジットカード会員規約

２. 消費者行政は新たな転換期を迎え、地方公共団体の消費者行政が充実・強化されてきましたが、消費生活センターの役割と今後の課題について、下記の指定語句をすべて使用して論じなさい。なお、文章中の指定語句の箇所には、わかるように必ず下線を引きなさい。

指定語句：消費者安全法、　消費者教育・啓発、　消費者被害の救済、
消費者ホットライン

平成22年度消費生活専門相談員資格認定試験　第一次試験（択一式）解答

1	ア	11	イ	6	ウ	18	エ	12	オ	5	カ	17	キ	4	ク	8	ケ	20	コ	3
2	ア	18	イ	15	ウ	8	エ	9	オ	17	カ	10	キ	12	ク	7	ケ	3	コ	13
3	ア	13	イ	5	ウ	15	エ	18	オ	6	カ	20	キ	16	ク	12	ケ	10	コ	17
4	①	×ウ	②	○	③	×イ	④	×ウ	⑤	×ウ										
5	ア	15	イ	12	ウ	17	エ	6	オ	18	カ	1	キ	20	ク	13	ケ	8	コ	11
6	①	×ウ	②	×ウ	③	×ア	④	×ウ	⑤	×ウ	⑥	○	⑦	○	⑧	×ア	⑨	○	⑩	○
7	ア	10	イ	6	ウ	4	エ	11	オ	20	カ	18	キ	13	ク	5	ケ	9	コ	1
8	①	×イ	②	×ア	③	○	④	×ウ	⑤	×ウ	⑥	×イ	⑦	×ウ	⑧	○	⑨	×ア	⑩	×ウ
9	①	×イ	②	×エ	③	○	④	×エ	⑤	○	⑥	○	⑦	×オ	⑧	○	⑨	×エ	⑩	×ア
10	①	×イ	②	○	③	×イ	④	×ア	⑤	○	⑥	×ウ	⑦	○	⑧	×イ	⑨	×ア	⑩	×ウ
11	ア	17	イ	12	ウ	3	エ	20	オ	16	カ	5	キ	9	ク	11	ケ	18	コ	10
12	①	○	②	×ア	③	○	④	×ウ	⑤	○	⑥	×イ	⑦	×ウ	⑧	○	⑨	×ウ	⑩	×イ
13	①	×	②	○	③	×	④	○	⑤	×										
14	①	×ウ	②	×イ	③	○	④	×ア	⑤	×ア	⑥	○	⑦	×ウ	⑧	○	⑨	×ウ	⑩	○
15	①	×イ	②	○	③	×ウ	④	×ア	⑤	○	⑥	×ウ	⑦	×ア	⑧	×イ	⑨	×ウ	⑩	○
16	①	×イ	②	×ウ	③	×ア	④	○	⑤	×ア	⑥	×ア	⑦	○	⑧	○	⑨	×ウ	⑩	×ウ
17	①	○	②	×	③	○	④	×	⑤	×	⑥	×	⑦	○	⑧	×	⑨	×	⑩	○
18	ア	13	イ	5	ウ	9	エ	1	オ	16	カ	12	キ	10	ク	15	ケ	7	コ	18
19	①	○	②	×ウ	③	×ウ	④	×ア	⑤	○	⑥	○	⑦	○	⑧	×ウ	⑨	×イ	⑩	×ウ
20	①	×ウ	②	×ウ	③	○	④	○	⑤	○	⑥	×イ	⑦	×イ	⑧	○	⑨	×イ	⑩	×エ
21	①	○	②	○	③	×ウ	④	○	⑤	×ア	⑥	×ア	⑦	○	⑧	×イ	⑨	×ウ	⑩	×ウ
22	ア	11	イ	5	ウ	14	エ	4	オ	8	カ	19	キ	12	ク	7	ケ	18	コ	16
23	①	×ウ	②	×ア	③	○	④	×イ	⑤	×ウ	⑥	○	⑦	×ウ	⑧	×ウ	⑨	×ウ	⑩	×イ
24	①	×	②	×	③	×	④	×	⑤	○	⑥	○	⑦	○	⑧	×	⑨	○	⑩	○
25	ア	7	イ	14	ウ	12	エ	9	オ	15	カ	20	キ	1	ク	4	ケ	17	コ	19
26	ア	12	イ	5	ウ	11	エ	18	オ	10	カ	15	キ	7	ク	17	ケ	8	コ	9